

第 16 雪害予防に関する資料

資料 16-1 雪害対策要領

1 目的

この要領は、積雪および融雪期における消防業務の障害を克服するため、情報の収集および広報活動の徹底を図り、適切な事前対策の樹立と災害発生に際し、迅速、適確な部隊の運用を行い、安全な市民生活の確保と被害の極限防止に当たることを目的とする。

2 組織

別紙 1

3 予防対策

- (1) 消防署および各分団は、管轄区域内の積雪（融雪）状況を随時パトロールを行って把握し、消防車両の進入不能個所が生じた場合は、速やかに消防本部（以下「本部」という。）に報告するとともに署員、団員に徹底を図り、警防ならびに救急活動上の対策を樹立すること。

本部においては、災害対策本部または除雪対策本部や関係機関と密接な連絡をとり、障害の排除に当たるものとする。

- (2) 消防車両等の進入不能な地域については、小型動力ポンプおよび諸資器材の積載用そり、救急搬送用スノーボード等を活用し対処すること。
- (3) 随時管轄区域内を巡回し、消防水利施設の確保と車庫、器具置場の除排雪に当たること。
- (4) 立入検査を強化し、火災発生危険の排除に努めるとともに、関係団体に広く協力を呼びかけ、地域ぐるみの火災予防の徹底を図ること。
- (5) 広報、宣伝活動を活発に行い、火災ならびに雪害の未然防止の浸透を図ること。
- (6) 積雪深 70 センチメートル以上となったとき、または融雪等のため、なだれ、がけ崩れ、家屋浸水等の被害が予想される場合は、パトロール隊を編成して巡回を行う。危険建物の除排雪や避難対策の徹底に努めるとともに、なだれ、がけ崩れ、地すべり等危険地域（第 12 災害危険箇所に関する資料を参照）に浸水のおそれがある地域の重点的監視と被害の防除に当たること。

4 災害防ぎょ対策

- (1) 災害発生時は、「秋田市消防警防規程」第 8 条に基づき出動するものとする。
- (2) 雪害、あるいは、水害発生を受信した場合は、速やかに担当の署所から 1 隊を出動させ、災害状況を逐次本部へ報告するとともに状況により所要の部隊および地域分団が出動し活動に当たるものとする。
- (3) 本部においては、現場からの情報を的確に掌握し、対策本部および関係機関と連絡調整を行ない、災害に対処するものとする。

(市長)
雪害対策本部
(秋田市災害対策本部)

警 防 部			
消 防 長		団 長	
情報収集班 指令課長	調査班 総務課長 予防課長	防ぎよ班 消防署長 分団長	指揮班 警防課長 救急課長 副団長
指令課員	総務課員 予防課員	消防署員 分団員	警防課員 救急課員 団本部員
1 消防情報の収集 2 情報の伝達 3 警報の伝達 4 関係機関との連絡	1 状況の調査 2 被害調査および集計 3 公務災害補償の関係 1 消防通信および指令に関する	1 被害の予防、警戒、防ぎよ 2 人命救助、救急活動 3 警戒区域の設定 4 警戒現場における情報の収集、 5 被害調査および広報 6 その他の他の警防活動全般	1 消防部隊の指揮、運用 2 関係機関との連絡調整 3 防災資機材の調達

関係団体（火災予防組合、町内会）
関係機関（国土交通省、県、气象台、警察）
除雪対策本部（建設部道路維持課）